

砂 川 市 条 例 第 4 号

令 和 4 年 3 月 1 6 日

砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和44年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、225分の15を乗じて得た額を減じた額とする。